沖縄市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

|  |
| --- |
| (令和５年12月13日条例第--号) |

(趣旨)

第1条　この要綱は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「法」という。）第１７条第１項に規定する障がい者差別解消支援地域協議会の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条　法第１７条第１項に規定する障がい者差別解消支援地域協議会として、沖縄市障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条　協議会は、次に掲げる事項について協議・検討、並びに情報の共有を行う。

(1)　障がいを理由とする差別を解消するために必要な情報を交換すること

(2)　障がい者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと

(3)　前２号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条　協議会の委員は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条　会長は、委員の互選によりこれを定める。

2　副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5　委員がやむを得ず出席出来ない場合は、代理出席者を充てることができる。その場合の報償費は発生しない。

(委員)

第6条　協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2　委員は、別表１のとおり市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第7条　委員の任期は、2年以内とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条　協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条　協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料を提出させ、又は会議に出席させて意見を聴くことができ、その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条　協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第11条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この要綱は決裁の日から施行する。

別表１

沖縄市障がい者差別解消支援地域協議会委員

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 選任区分 | 氏　　名 | 所　　属 | 備考 |
| 障がい当事者等 | 田中　寛 | 沖縄県手をつなぐ育成会 |  |
| 髙良　格 | 沖縄市障がい者福祉協会 |  |
| 川上林健 | 沖縄市精神療養者家族会おあしすコール |  |
| 障がい者福祉事業者等 | 親川　修 | バリアフリーネットワーク会議 |  |
| 島　和也 | 沖縄市障がい者基幹相談支援センター |  |
| 知花えりか | 中部地区障害者就業・生活支援センター |  |
| 民間事業者等 | 武原康博 | 沖縄市料理飲食業組合 |  |
| 島田　孝 | 沖縄商工会議所 |  |
| 金城　諭 | 沖縄市観光物産振興協会 |  |
| 下地　雅美 | 株式会社レキオス |  |
| 松山清一郎 | 弁護士 |  |
| 行政関係者 | 仲宗根　勲 | 沖縄市健康福祉部 |  |
| 花城　博文 | 沖縄市経済文化部 |  |